



令和8年度における環境配慮契約法基本方針等 の検討方針・課題等（案）

令和8年度第1回環境配慮契約基本方針検討会

令和8年8月6日
環境省 環境経済課



目次

- I. 電気の供給を受ける契約に関する検討事項等
 - II. 産業廃棄物の処理に係る契約に関する検討事項等
 - III. 建築物に係る契約に関する検討事項等
 - IV. その他の検討事項等
-

I . 電気の供給を受ける契約に係る検討事項等

- 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項については、**令和8年3月13日**に従前の**裾切り方式から総合評価落札方式へ契約方式を変更**したところ
- **基本方針の改定を受けて**、総合評価落札方式の運用に当たっての具体的内容等を検討・とりまとめるとともに、提供を開始
- **令和8年度**は、令和9年度供給契約からの総合評価落札方式の本格導入に向けた**移行期間として位置づけ**られる。**具体的**には、準備が整った国の機関や独立行政法人等、さらに地方公共団体等において**総合評価落札方式の先行的・積極的な導入を促す一方、従来の裾切り方式を引き続き実施**することも想定
- この二つの方式により、環境配慮契約を推進しつつ、新たな**総合評価落札方式の普及・周知、理解促進と運用ノウハウの蓄積**を図る

このため、令和8年度の電力専門委員会において、以下の検討を実施する。

1. 総合評価落札方式の導入に向けた検討

- ① 総合評価落札方式の導入及び運用に関する検討
- ② 総合評価落札方式の導入に向けた普及・周知について

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

- 効果的な環境配慮契約の運用に向けた検討

環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会委員

【五十音順・敬称略】

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所教授

小川 芳樹 東洋大学名誉教授

齋藤 祐樹 株式会社エネット経営企画部取締役経営企画部長

藤野 純一 公益財団法人地球環境戦略研究機関
戦略マネージメントオフィス
プリンシパル・シニア・コーディネイター／上席研究員

(座長) 松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授

松本 健一 東洋大学経済学部教授

横川 晋太郎 電気事業連合会立地電源環境部長

米山 眞梨子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会常務理事

1. 総合評価落札方式の導入に向けた検討

令和7年度において**総合評価落札方式の導入**に向けて、評価項目、評価基準、配点等に係る検討を実施。令和8年3月13日の閣議決定を受けて**令和8年度の先行導入、令和9年度の本格導入**に向けて、検討事項又は順次実施した事項は以下のとおり。

■ 総合評価落札方式の運用ルールの明確化

- 調達担当者（調達側）、小売電気事業者（応札側）に対する総合評価落札方式の運用ルール（評価方法、入札手続、契約関連書類など）の明示が必要

■ 本格導入に向けての普及・周知

- 国及び独立行政法人等、地方公共団体、小売電気事業者等の各主体向けの対応
- 先行導入機関における契約内容等に係る情報収集及び提供に係る検討



総合評価落札方式の**調達側・応札側双方に有効なひな型**等の作成・公表

- ✓ 解説資料の改訂及び必要に応じた更新、標準的な契約書類、ツール類の提供等
 - 入札手続フロー、評価項目・評価基準・配点等の技術仕様、提出書類（適合証明、証憑）、価格・料金体系、評価項目の定義・対象等（FAQ）、総合評価点算定ツール（Excel）など

令和9年度の**本格導入**に向けた説明、普及・周知

- ✓ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等、一般事業者等、小売電気事業者（応札者）向けWeb説明会の開催（**6月18日**及び2月下旬の2回）及び説明会資料配布など
 - 先行導入を目指す機関向けに総合評価落札方式を中心に電気の供給を受ける契約の説明会（Web配信）、2～3月は例年の環境配慮契約法基本方針説明会（対面・Web配信）

1. 総合評価落札方式の導入に向けた検討

(つづき)

令和9年度の本格導入に向けた説明、普及・周知

- ✓ 説明会動画コンテンツの提供（Web配信を行った動画）
- ✓ 電気事業者（応札者）への働きかけによる入札参加者の確保（電気事業低炭素社会協議会、再エネ関連団体との連携）
 - 総合評価落札方式の評価ロジック、証憑の準備、市場連動形料金・燃料調整費の扱いなど
 - 沖縄電力供給区域や離島地域の例外措置など
- ✓ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等における先行導入事例の収集・整理、提供
 - 先行導入機関（導入が想定される機関を含む）から、応募状況、落札内容・結果、競争性、価格影響、事務負担、環境性能等の差異等に係る情報収集・整理
 - ➔ 導入初年度における調達実績・事例の把握（評価項目の評価内容等、事務負担の程度、供給事業者の応札行動等）
 - ➔ 例えば令和7年度契約締結実績調査から**令和8年度下期に発注が想定される機関**を抽出
- ✓ 上記の情報を集約・整理したワンストップサービスとしての環境省ホームページの活用
 - 調達者、応札者双方にとって入札に必要な有効な各種情報・資料、算定ツール、ひな型等をワンストップサービスとして環境省のホームページにおいて提供

再エネ電力比率100%の調達に関する検討

- ✓ 再エネ電力比率100%で調達する場合の契約方式の選択肢、実務上の留意事項について検討
 - PPA（オンサイト/オフサイト）、再エネ電力の調達に当たっての長期契約などの考え方の整理

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討

環境配慮契約の更なる実施率の向上を図るため、環境配慮契約の未実施機関への対応の考え方は以下のとおり

- 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的公表により自主的・積極的取組を促すこと
 - 環境配慮契約締結実績の確認・精査後、未実施機関・施設を継続的に公表
 - 未実施機関の公表による実施率向上の有無の確認が必要
- 環境配慮契約の実施率を向上させるための支援措置を講ずること
 - 相対的に実施率の低い独立行政法人等への優良事例、参考情報提供等が重要
 - 所管する府省庁に対する情報提供等が重要
 - 予定使用電力量の多い未実施機関に対する働きかけ、フォローアップが重要



環境配慮契約締結実績調査結果を踏まえ、未実施理由の内容の把握、未実施機関のフォローアップ及び優良事例・先行事例等の把握及び普及等を実施

- ✓ 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的な公表（レピュテーション効果を期待）
- ✓ 令和7年度において特に予定使用電力量の大きい未実施機関に対して実施を促す働きかけ。令和8年度も引き続き働きかけるとともに、当該機関に対するフォローアップを実施
- ✓ 分析結果を踏まえ、関係府省庁に対する効果的かつ強力な情報提供（所管独法等を含む）及び状況に関する聴取方法を検討（必要に応じ法第9条に基づく要請も検討）
- ✓ 政府実行計画のフォローアップ等との連携による取組の強化等
 - 環境配慮契約の実施状況の中央環境審議会CN実行計画FU専門委員会への提示等も視野

【参考資料】

- 1. 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項**
2. 総合評価落札方式の評価項目及び配点等
3. 地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達回避
4. 契約に関する資料等
5. 第1回電力専門委員会におけるご意見等

電気の供給を受ける契約に関する基本的事項【1/2】

政府実行計画の2030年目標に向けて、電気の供給を受ける契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ➡ 電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数が低い小売電気事業者と契約するよう努めるものとする。
- ➡ 電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の低減、再生可能エネルギーの導入拡大を促進するため、電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況、追加性のある再生可能エネルギー電気の導入状況、指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）によるものとする。再生可能エネルギー電気が調達する電力の割合を全て占める場合は、必ずしも総合評価落札方式によらなくてもよい。
- ➡ 総合評価落札方式の実施に当たっては、公正な競争の確保の観点を踏まえ、原則複数の小売電気事業者の参入が可能となるよう評価項目や配点を設定する。

電気の供給を受ける契約に関する基本的事項【2/2】

(つづき)

- ➡ 電気の供給を受ける契約に当たっては、契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実に安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約することとする。
- ➡ 可能な限り再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努めるものとする。
- ➡ 再生可能エネルギー電源の調達に際しては、地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達を避けることとする。
- ➡ 国及び独立行政法人等はエネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、他の国等の契約に関する施策及びエネルギー政策基本法第12条第1項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

【参考資料】

1. 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項
2. **総合評価落札方式の評価項目及び配点等**
3. 地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達回避
4. 契約に関する資料等
5. 第1回電力専門委員会におけるご意見等

総合評価落札方式における評価項目

総合評価落札方式における標準点の評価項目及び標準的な基準値例

標準点の評価項目		基準値
1	電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること	—
2	事業者全体 ^{注1} 又は調達電力の二酸化炭素排出係数	事業者全体：0.435kg-CO ₂ /kWh以下 調達電力：0.342kg-CO ₂ /kWh以下
3	調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	50%以上

総合評価落札方式における加算点の評価項目及び標準的な配点例

加算点の評価項目			配点 ^{注2}
ア	必須	事業者全体 ^{注1} の二酸化炭素排出係数	20点
イ		調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	10点
ウ		再生可能エネルギーの導入状況	5点
エ		未利用エネルギーの活用状況	5点
オ		調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5点
カ		指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5点
キ	任意	デマンド・リスポンスの取組	任意

注1：沖縄電力供給区域においては同供給区域内で供給された排出係数を使用するものとする。

注2：配点は加算点の標準的な例を示したもの。加算点の合計50点を変更しない限り、調達者の判断により、キの任意の評価項目の採用を含め、配点・配分を決めることは差し支えない。

二酸化炭素排出係数及び調達電力の再エネ比率

□ 電源構成、二酸化炭素排出係数等に係る情報開示

- 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示※していること（裾切り方式も同様）

※「電力の小売営業に関する指針」に示された望ましい方法に準じて実施

□ 二酸化炭素排出係数（次のいずれか）

- 事業者全体の調整後排出係数※ : **0.435kg-CO₂/kWh以下**

✓ 2027（令和9）年度の排出係数しきい値（予告値）

※ 沖縄電力供給区域においては同供給区域内で供給された排出係数を使用

- 調達電力の排出係数 : **0.342kg-CO₂/kWh以下**

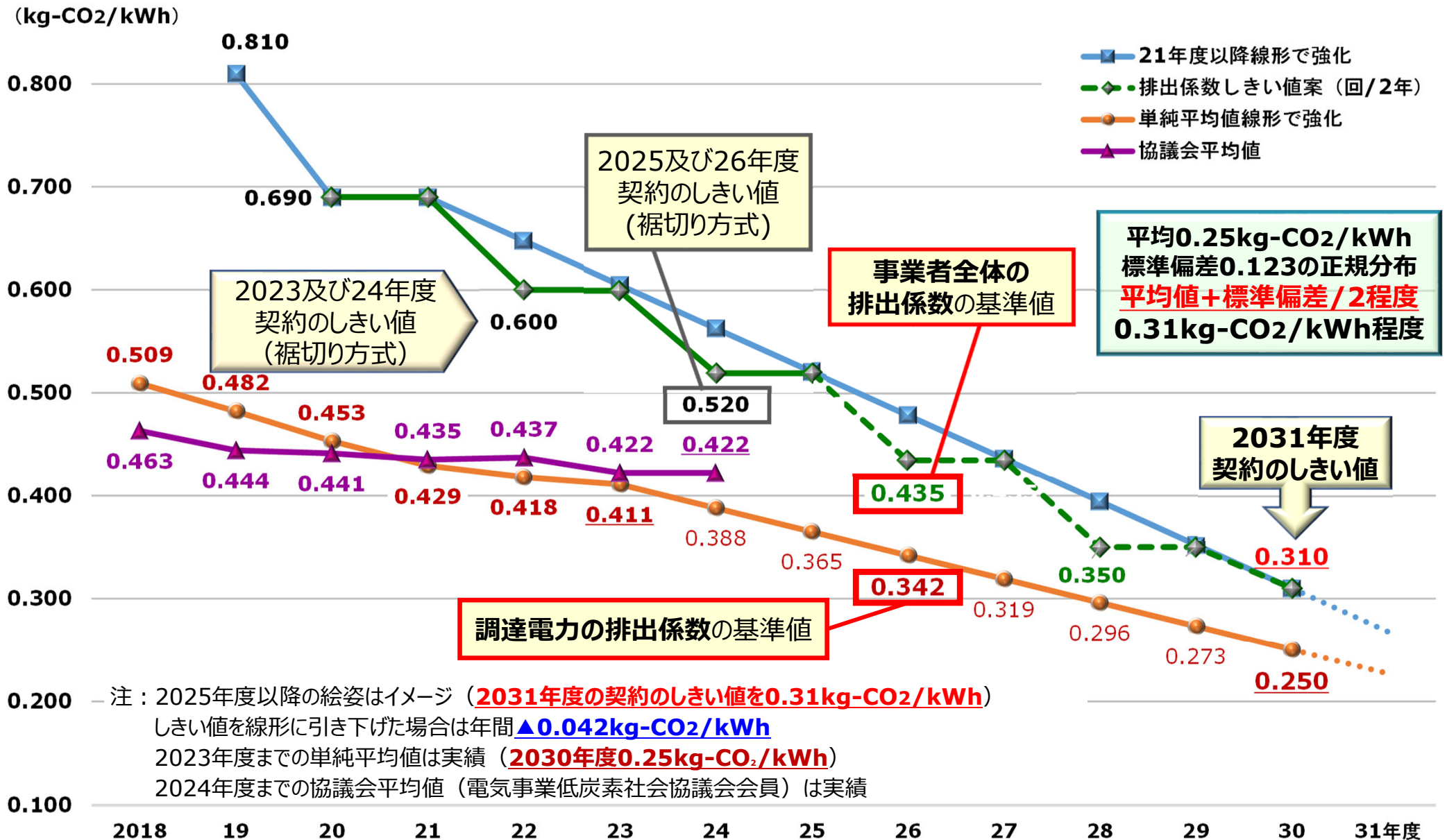
✓ 小売電気事業者の単純平均値と2030年度目標値0.250kg-CO₂/kWhを線形強化した場合の2027（令和9）年度における排出係数

□ 調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合

- 調達する電力に占める再生可能エネルギー電気（大型水力含む）の割合 : **50%以上**

上記のすべての評価項目を満たす場合に**標準点100点**を付与

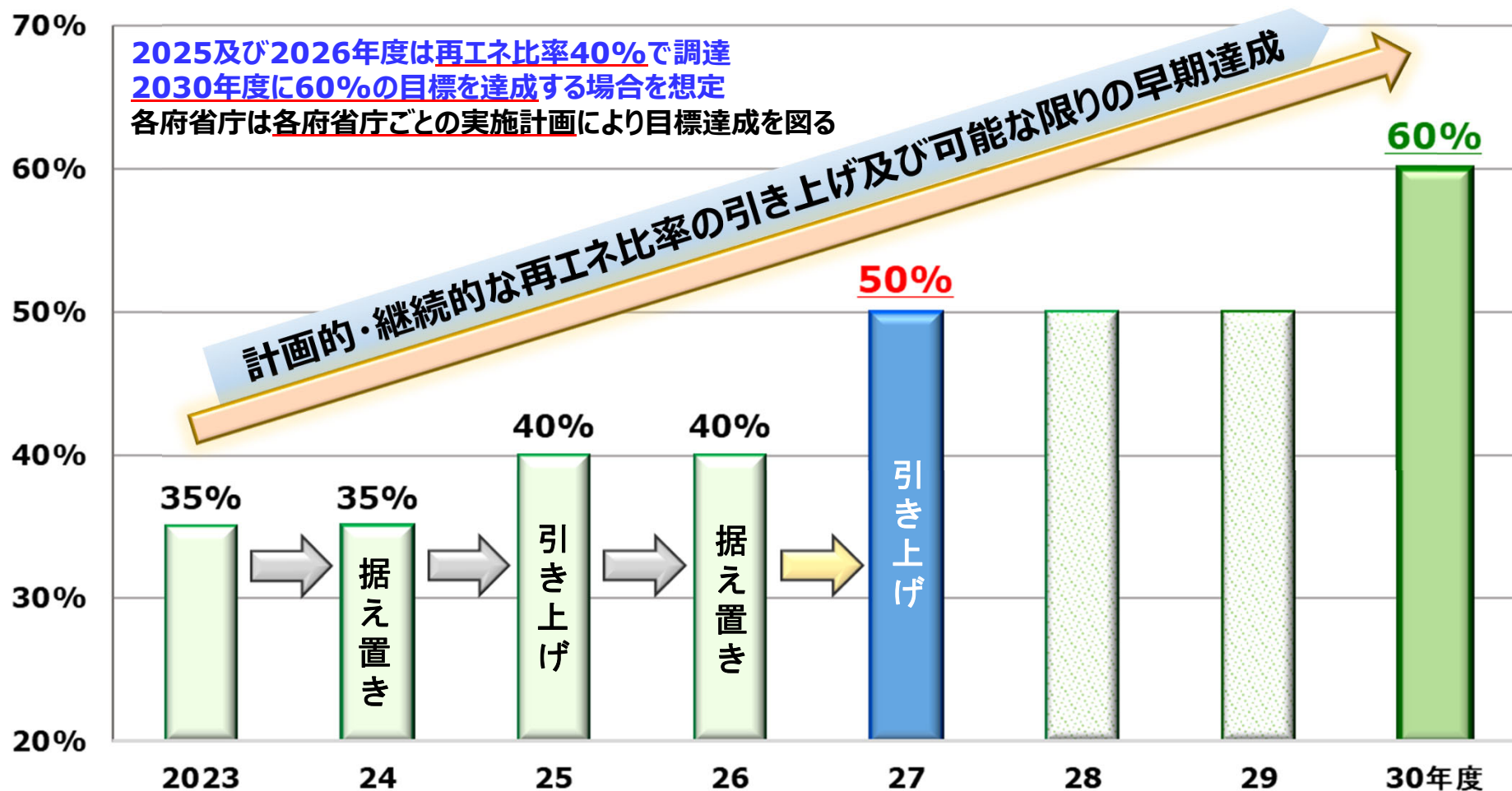
事業者全体又は調達電力のCO₂排出係数



調達電力に占める再エネ電力の割合

- 政府実行計画の2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成
 - ➡ 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施
 - ➡ 令和7（2025）年度契約から最低限の再エネ比率を40%に引き上げ
 - ➡ 令和9（2027）年度契約から最低限の再エネ比率は50%（予告値）

（再エネ比率）



総合評価落札方式の評価値算定例

総合評価落札方式による総合評価値の算定例

事業者	ア 事業者全体 排出係数 20点	イ 調達電力の 再エネ比率 10点	ウ 再エネ導入 状況 5点	エ 未利用エネ 活用状況 5点	オ 追加性のあ る再エネ 5点	カ 卒FIT電力 の買取価格 5点	順位 合計点 【標準点+ 加算点 (100+ ア〜カ)】	順位 価格点 (千円)	順位 総合評価値
A	0.085 kg-CO2/kWh	100%	25%	0%	70%	取組なし	1位	5位	1位
	20.00	10.00	5.00	0.00	2.69	0.00	137.69	27,273	0.005049
B	0.365 kg-CO2/kWh	80%	18%	0.4%	60%	12円	2位	4位	2位
	7.57	6.00	5.00	1.00	1.92	5.00	126.49	25,332	0.004993
C	0.462 kg-CO2/kWh	85%	12%	0.7%	65%	13円	3位	3位	4位
	-2.92	7.00	4.00	1.75	2.31	5.00	117.14	24,697	0.004743
D	0.430 kg-CO2/kWh	55%	15%	0.5%	40%	取組なし	4位	2位	5位
	0.54	1.00	5.00	1.25	0.38	0.00	108.17	23,151	0.004672
E	0.523 kg-CO2/kWh	80%	5%	0.2%	55%	10円	5位	1位	3位
	-9.51	6.00	1.67	0.50	1.54	3.00	103.20	20,949	0.004926

注： A～Eの事業者については標準点の要件を満たしているものとする（標準点100点を獲得）

線形評価式を含め評価値の算定は環境省HPで自動算定ツールを提供

【参考資料】

1. 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項
2. 総合評価落札方式の評価項目及び配点等
- 3. 地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達回避**
4. 契約に関する資料等
5. 第1回電力専門委員会におけるご意見等

令和7年12月23日 大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定

大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージの概要

我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

① 自然環境の保護

- ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】
- ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

② 安全性の確保

- ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】

③ 景観の保護

- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

※その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

2. 地域の実組との連携強化

- ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】

3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】
- ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】

法令に違反する発電施設で発電された電力の調達回避【1/3】

□ 入札参加資格（次の2つの要件を満たすこと）

- 契約に基づき供給する（した）電気及び環境価値（又は環境価値のみ）に係る発電施設・発電事業者等の情報を提出すること【**発電施設特定**】
- **関係法令**※に違反した発電事業者に由来する電気及び環境価値（又は環境価値のみ）を供給しないことを誓約書によって約束すること【**誓約書提出**】

※ 関係法令とは「**事業計画策定ガイドライン**」（2025年4月改訂 資源エネルギー庁）で示される主な関係法令リストに記載の法令をいう

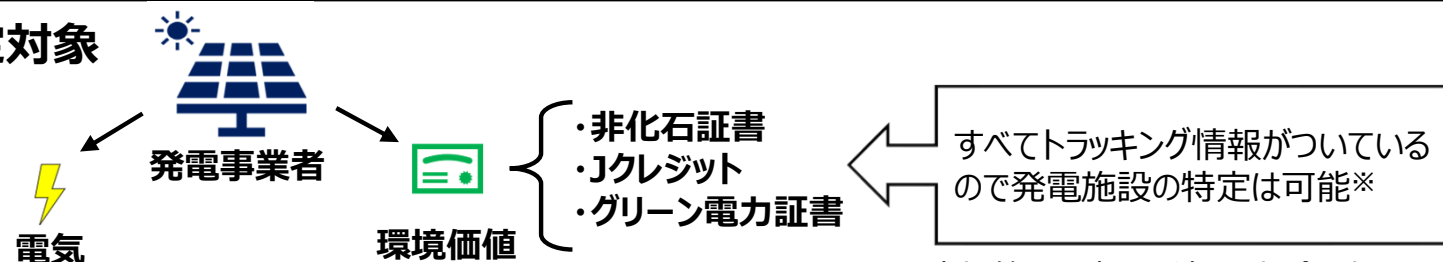
□ 是正措置の要求

- 小売電気事業者に対する是正措置義務（違法な発電事業者に由来する電気・環境価値の供給をやめる義務）【**催告及び期間内の是正要求**】

□ 加点要素について

- 調達者（国等の機関など）が指定する地域内で発電又は発行された電気・環境価値を提供できること【**加算点の「力」**】

■ 発電施設の特定対象



※市場等で証書を調達する場合にトラッキング情報の提出が事後的になる場合がある

法令に違反する発電施設で発電された電力の調達回避【2/3】

契約書類等において規定

- 入札説明書において、競争参加資格に「供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設」に係る書類の提出を規定。以下のとおり別添資料で発電施設情報を提出させる
- 契約書において、関係法令等への違反が明らかな場合で催告したにもかかわらず、期間内に是正されないときは契約を解除できる旨を規定

■ 入札説明書の記載例

3. 競争参加資格

(1) ～ (5) 略

(6) 二酸化炭素排出係数、供給する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示、並びに供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設に関し、別添 3 別紙 2 及び別紙 3 を提出すること。

別添 3

別紙 2 : 発電施設情報の提出及び当該施設を設置・運営する事業者が設置・運営する再生可能エネルギー発電施設の違反がないことを誓約

別紙 3 : 供給“予定”の「電気及び環境価値（もしくは環境価値のみ）」の由来となった発電施設情報の提出

別紙 4 : 供給“後”の「環境価値」の由来となった発電施設情報の提出

法令に違反する発電施設で発電された電力の調達回避【3/3】

■ 契約書の記載例 – 是正措置及び契約解除 –

（是正措置）

第○条 この契約に基づき乙が甲に供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転を行う再生可能エネルギー発電施設のいずれかにおいて、その設置又は運転に関して事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等の違反が明らかになった場合、乙は、当該発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は環境価値の甲に対する供給を停止するとともに、その代わりとして、違反が認められない他の発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は当該電気に由来する環境価値を供給しなければならない。

（契約の解除）

第□条 第○条の規定により、甲が乙に対し、是正措置を行うよう求めたにもかかわらず、相当の期間内にこれが行われなときは、甲は何らの催告を要することなく、この契約の全部または一部を解除することができる。

【参考資料】

1. 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項
2. 総合評価落札方式の評価項目及び配点等
3. 地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達回避
4. **契約に関する資料等**
5. 第1回電力専門委員会におけるご意見等

- 国及び独立行政法人等の調達担当者向けに**契約書類のひな型を契約方式（総合評価落札方式・裾切方式）ごとに作成し、環境省ホームページにおいて提供**
 - ▶ https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html
- 地方公共団体等においても適宜参考とされたい

契約類型ごとの参考資料

[ホーム](#) > [政策](#) > [政策分野一覧](#) > [総合環境政策](#) > [環境と経済](#) > [グリーン契約（環境配慮契約）について](#) > 契約類型ごとの参考資料

電気

- ▶ [電気供給契約（総合評価落札方式）における契約書類の例（PDF）](#) [PDF 1.6MB] 
- ▶ [電気供給契約（総合評価落札方式）における契約書類の例（word, excel）](#) [File 381KB] 
- ▶ [電気供給契約（裾切り方式）における競争参加資格に係る地域ごとの配点例](#) [PDF 130KB] 
- ▶ [電気供給契約（裾切り方式）における仕様書、競争参加資格確認関係書類等の例](#) [PDF 560KB] 

※仕様書（案）「2.仕様」における再生可能エネルギーの要件については、本仕様書は、RE100に参加している環境省での要件の例を示しています。RE100によらない再生可能エネルギーの要件の記載例については、環境配慮契約法基本方針 関連資料、[02 電気の供給を受ける契約](#)にも記載していますので、記載例を参考にし、最低限の割合は、それぞれ調達の状況に応じ、適切に設定をお願いします。

[総合評価落札方式 加算点算定ツール](#) [Excel 97KB] 

加算点算定ツール

多様な電気料金体系の提示（仕様書ひな型への反映）

- 入札者の不足等を理由に環境配慮契約が未実施である機関があり、多様な料金体系（独自燃料調整費や市場連動型など）を許容することで、**入札への参加が促されるとともに、これらの料金体系に伴う需要家の行動変容（省エネや需要シフトなど）も期待される**

- ア. 電力量料金：固定価格、燃料費等調整額：旧一電の算定諸元に準じる場合
- イ. 電力量料金：固定価格、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元を認める場合
- ウ. 電力量料金：市場連動、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元を認める場合

調達者は料金体系の設定に応じてア、イ又はウを選択し仕様書に記載（一部又は全部）

料金体系	単価固定			一部市場連動	市場連動
	旧一電と同等の燃料調整費	独自燃料調整費（小売各社異なる）	燃料調整費なし	燃料調整費なし	燃料調整費なし
料金構成	基本料金 従量料金 固定単価 燃料調整費（毎月変動） 再エネ賦課金	基本料金 従量料金 固定単価 燃料調整費（毎月変動） 再エネ賦課金	基本料金 従量料金 固定単価 再エネ賦課金	基本料金 従量料金 市場連動 固定単価 再エネ賦課金	基本料金 従量料金 市場連動 再エネ賦課金
	仕様書内：ア		仕様書内：イ	仕様書内：ウ	

仕様書ひな型の見直し

電気料金 の 内 訳	電力量料金：固定単価 燃料費等調整額：旧一電	電力量料金：固定単価 燃料費等調整額：独自	電力量料金：市場連動 燃料費等調整額：独自
基本料金	契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を0円とみなして算定するものとする。		
電力量料金	契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。	契約ごとに定める従量料金単価に30分ごとのJEPXエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価を含む管理費単価、環境価値単価（非化石証書単価）を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用電力量※の実績を乗じて算定するものとする。 ※ 需給契約開始後30分値を発注者が確認できる体制を整えること	
燃料費等調整額	各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準じるものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。	受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を0円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。	
再エネ賦課金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。		

【参考資料】

1. 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項
2. 総合評価落札方式の評価項目及び配点等
3. 地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達回避
4. 契約に関する資料等
5. **第1回電力専門委員会におけるご意見等**

○ 評価値の決定と移行期間の取扱いについて

- ✓ 二酸化炭素排出係数の0.435という数値が正式に決定済みか確認したい。また、令和8年度の移行期間における裾切り方式（0.520）と総合評価落札方式（0.435）の評価値の食い違いが懸念される
 - 0.435の数値は既に決定済みである。基本方針上は、環境配慮契約は総合評価落札方式で実施する考え方に既に転換しているが、直ちに全ての調達者が対応できるとは限らないため、現実的な対応として一定期間、裾切り方式が残る可能性も想定している
- ✓ 総合評価落札方式導入後の評価値見直し頻度（毎年か2年に1回か）について確認したい。2030年度以降の2035年度、2040年度に向けた評価値設定の検討開始が必要であると考える
 - 現時点では、移行後の実務状況を踏まえながら検討していく考えであり、今後の運用状況を見つつ判断していく。見直し頻度は2年に1回の方向性

○ 指定地域における再エネの評価方法について

- ✓ 加算点の8番目の指定地域における再エネの評価項目で、複数の評価要素をコンビネーションするか、別々に評価するかの確認をしたい。また算定シート（Excel）が複数項目に対応できているか確認したい
 - 基本的に一つの評価項目として想定しているが、複数設定したい場合は調達者が独自に評価し計算することも可能である。算定シートの使用は必須ではなく、あくまで便利なツールとして提供している

○ 制度運用の実効性と市場連動料金の評価の在り方

- ✓ 制度全体の方向性には賛同するが、評価要素が多く実務上複雑になる懸念がある。精緻さだけでなく、実際に運用可能かを重視し、応札状況等の継続的なモニタリングにより、必要に応じて簡素化・見直しを行うべきである。また、市場連動料金は、応札者確保に加え、DRや需要家の行動変容を促す政策的意義があり、選択自体の価値を今後より積極的に評価すべきである
 - 応札者数や価格等の継続的なモニタリングを実施する。市場連動料金の政策的意義は重要であり、事例収集を通じて効果を示していきたい。DRや需要家の行動変容の促進も重要、政策的意義も高い

○ 契約方式の適用判断と法令違反对応について

- ✓ 総合評価落札方式導入後に他の契約方式（再エネ100%等）を適用することについて、誰がどのように判断するのか。また、法令違反発電施設との契約回避の判断者と判断方法について確認したい
 - 事業者の自己申告を基に環境省がフォローして確認している。実効性担保については実例を積み重ねながら検討していく。早期に総合評価方式を実施した事例を対象に、制度運用上の効果や課題を整理・共有できる体制を整備する

○ 未実施機関への対応について

- ✓ 未実施機関に対して所属長レベルに通達する必要がある。環境配慮契約ができない機関は他の調達でも長期的効果を考慮しない可能性があるため、意識づけが重要である
 - 所属長への通達も一つの手段である。ただし、担当者への丁寧なフォローアップも重要であり、未実施理由の詳細把握と個別機関へのヒアリングを実施しつつ、二つの手段を使い分けながら対応していく

○ 料金メニュー多様化に伴う評価と調達者支援の必要性

- ✓ 仕様書ひな型の見直しにより市場連動メニューや独自燃料費調整が可能になることを評価する。一方で、多様な料金プランの比較が困難になるため、調達者の理解促進とサポート体制の検討が必要である
 - 全国説明会等を通じて理解促進を図り、実績の蓄積により知見向上を目指す

○ 運用面での詳細ガイドラインの必要性について

- ✓ 調達担当者や応札者が迷わないよう、メニュー別排出係数の確認方法や追加性の具体的なFAQ・解説資料の充実を要望する。また、地域と共生する再エネの判断基準の明確化と、現場の困り事を把握する体制も必要である。国の環境配慮契約が地方自治体の参考となるよう、制度の完成度向上を要望する
 - わかりやすい説明と相談しやすい体制を整備する。運用の実効性を高めるため、再エネの地域共生に関する実例を収集し、応札者数や価格をモニタリングしながら制度改善を図りたい

○ 公表資料の整備・周知体制について

- ✓ 資料が一括してまとまっており実務担当者にとって使いやすい構成になっているが、ホームページ内のリンク切れがあるため確認が必要である。また、計算ツール等の配布資料は完成度が高く評価したい
 - ホームページのリンク切れについては確認の上、修正を行う
- ✓ 本格導入に向けた1年間の移行期間について、令和8年度秋口には令和9年度契約の準備が始まるため、実質的な時間は限られている。早期の周知徹底が必要である
 - 1年間という時間は十分ではないと認識しており、秋口からの本格契約準備に間に合うよう、しっかりと周知活動を行う
- ✓ 総合評価落札方式の主旨を入札実施者が十分理解することが重要である。全国説明会だけでなく、常時オープンな窓口での問い合わせ対応やきめ細かなフォローが望まれる
 - FAQを整備するとともに常設の相談窓口を設け、実務の円滑な運用を支援していく

Ⅱ．産業廃棄物の処理に係る契約に関する 検討事項等

- 現行の産業廃棄物の処理に係る契約は、温室効果ガス等の排出削減、適正処理や再生利用の能力・実績※等を考慮した事業者選定を**裾切り方式**により実施
※ 廃棄物処理法に基づく**優良産廃処理業者認定制度**を活用
- 他方、我が国においては、令和6年5月に脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）」が公布されるなど**循環経済への移行**が進められているところ
- また、第5次循環型社会形成推進計画においても循環経済への移行を前面に打ち出しており、「**循環経済**」を将来世代の未来につなげる「**国家戦略**」として位置づけているところ
- こうした資源循環の取組、循環経済への移行を促す施策等を環境配慮契約に「**取り込む/反映する**」ことについて検討が必要なタイミングとなっている

このため、産業廃棄物の処理に係る契約について、循環経済への移行に向けた最近の動向を踏まえ、令和8年3月から環境配慮契約法基本方針検討会の下に「資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会」を設置し、**総合評価落札方式の導入に向けた検討**を開始したところ

資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会委員

【五十音順・敬称略】

中込 理欧 一般社団法人日本経済団体連合会環境委員会
廃棄物・リサイクルワーキンググループ座長
J F E スチール（株）環境防災・リサイクル部長

中谷 隼 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授

橋本 征二 立命館大学理工学部環境都市工学科教授

（座長） 藤井 実 国立研究開発法人国立環境研究所
社会システム領域システムイノベーション研究室室長

室石 泰弘 公益社団法人全国産業資源循環連合会専務理事

- 1. 産業廃棄物の処理に係る契約の概要及び資源循環に係る検討状況**
2. 総合評価落札方式の導入に向けた検討
3. 検討スケジュール
4. 第1回廃棄物専門委員会におけるご意見等

基本的考え方

- ❑ 環境評価項目を点数化して、基準値を満たした事業者の中から価格競争により落札者を決定する**裾切り方式**を採用
- ❑ 温室効果ガス等の排出削減への取組の評価は、収集運搬から中間処理、最終処分の各処理過程における**温室効果ガス等の排出削減、大気・水・土壌等の各環境質の保全**を考慮
- ❑ 再生利用や適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価は、**優良認定への適合**状況を考慮
- ❑ 入札条件は、処理する産業廃棄物や再生資源化の種類等の特性を踏まえ**調達者において設定**

契約における環境配慮の必要性と意義

- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ✓ 不法投棄は撲滅に至らず、不適正処理も多く発生
 - ✓ 不法投棄等の行為者、廃棄物処理事業者に対する規制強化とともに、**排出事業者の責任強化**
 - ✓ 産業廃棄物の処理に当たっての**優良産廃処理業者認定制度**の活用
- 温室効果ガス等の排出削減
 - ✓ 廃棄物分野から排出される温室効果ガス等の削減
 - ✓ 廃棄物の資源としての再生利用の促進



産業廃棄物の処理に係る契約において**温室効果ガス等の排出削減、適正処理や再生利用の能力・実績等**を考慮した**事業者選定**が必要

現行の裾切り方式の評価項目及び配点例



評価項目	評価内容	配点例
① 環境/CSR報告書	事業活動に係る環境配慮の計画、取組の体制及び取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出されるGHGの排出削減計画・目標及び達成状況を数値で示し、公表していることを評価	10
③ 従業員への研修・教育	研修・教育の年間実施計画を策定の上、産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関して定期的に実施していることを評価	5
a)環境配慮への取組状況 (小計)	—	25
① 優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないことを評価	10
② 事業の透明性	事業者の基礎情報、業許可内容、施設の能力等の情報をHPを通じて公開していることを評価	10
③ 環境配慮の取組	ISO14001 (環境マネジメントシステム) 又はエコアクション21等の認証取得していることを評価	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入していることを評価	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務体質を評価	10
b)優良基準への適合状況 (小計)	—	50
合 計	—	75

環境配慮契約を実施した場合の入札参加処理事業者の優良産廃処理業者の割合は81%を占める (令和6年度実績)

満点の6割以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与

プラスチック資源循環の促進（排出抑制・再資源化等）

- ➡ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が令和4年4月から施行
- ➡ 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組、3R+Renewableを促進することとしており、**排出事業者に対してはプラスチック廃棄物の排出の抑制やその再資源化等が求められているところ**
- ➡ 国及び独立行政法人等においても**排出事業者として**、プラスチック使用製品廃棄物の**排出の抑制**を図るとともに、その**再資源化等**を率先して実行することが必要



環境配慮契約の観点から、国及び独立行政法人等における**プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化等の促進**につながる取組として、同法に基づく「**排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き（令和4年3月）**」等を参考とし、取り組むことが必要

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

令和6年5月29日公布
令和7年11月21日全面施行



- **脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。**

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の**報告・公表**



再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可のの特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業を促進**



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進**



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

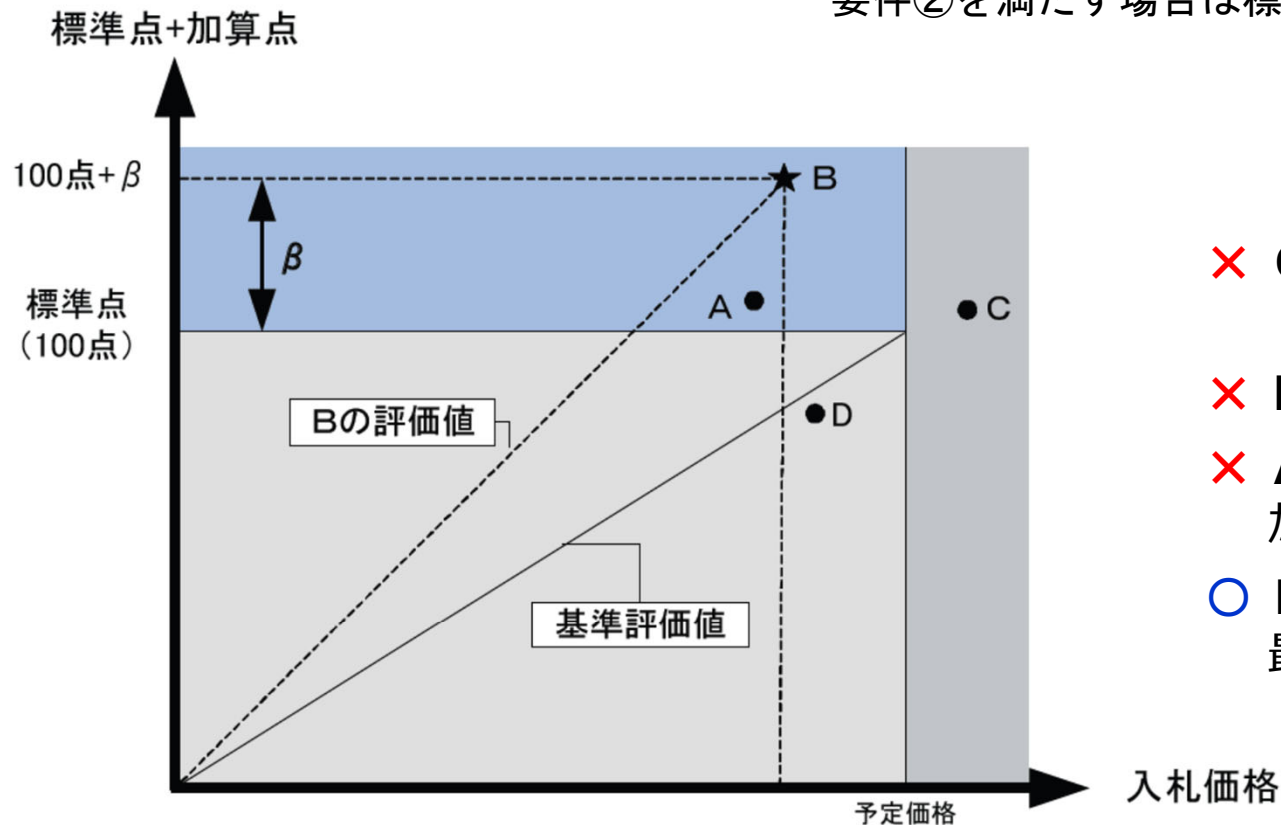
脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

1. 産業廃棄物の処理に係る契約の概要及び資源循環に係る検討状況
- 2. 総合評価落札方式の導入に向けた検討**
3. 検討スケジュール
4. 第1回廃棄物専門委員会におけるご意見等

総合評価方式（除算方式）のイメージ

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価点}}{\text{価格点}} = \frac{\text{標準点（基礎点）} + \text{加算点}}{\text{価格点}}$$

要件②を満たす場合は標準点100点を獲得



- ✗ Cは『要件①』を満たしていない
入札価格 > 予定価格
- ✗ Dは『要件②』を満たしていない
- ✗ Aは入札価格では上位だが評価値がBを下回る
- Bは2つの要件をクリアし評価値が最も高いので落札者となる

は、「要件①（入札価格が予定価格の範囲内）」を満足しない領域

は、「要件②（最低限の要求要件）」を満足しない領域

総合評価落札方式の検討（評価項目・配点（案））



	配点例※1	評価項目	評価内容
標準	—	① 優良適性(遵法性)	特定不利益処分を直近5年間※5受けていないことを評価
標準	—	② 再資源化※2又は焼却時の熱回収の実施及び実施状況の公表（事業者全体の取組）（新規）	再資源化（焼却の場合には熱回収）の実施及び事業活動において再資源化又は熱回収の実施を各社HPや環境省への報告を通じて公表していることを評価（感染性廃棄物の専門処理業者等、適正処理の観点で再資源化・熱回収の余地がない事業者は本項目の対象外）
加算	10	① 再資源化又は焼却時の熱回収の実施（各契約）（新規）	当該契約において再資源化又は熱回収が実施されることを評価。再資源化している（熱回収もしている場合も含む）場合には10点、熱回収のみの場合には5点を付与する。
加算	5	② 環境/CSR/サステナビリティ/統合報告書の公表	事業活動に係る環境配慮の計画、取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価
加算	5	③ 温室効果ガス等の排出量の算定、削減計画・削減対策・目標の策定、達成状況の公表	事業活動に伴い排出されるGHGの排出を算定した上で削減計画・削減対策、目標及び達成状況を数値で示し、各社HP等を通じ公表していることを評価（計画・対策・目標は産業廃棄物部門に限定） 削減計画：20●●年度までにGHG排出量を●%削減する。 削減対策：電力使用量の削減や未利用電力の活用、再エネ導入等
加算	5	④ 従業員への研修・教育	年間実施計画を策定の上、産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関して定期的に研修・教育を実施していることを評価
加算	5	⑤ 事業の透明性※3	事業者の基礎情報、業許可内容、施設の能力等の情報をHPを通じて公開していることを評価
加算	5	⑥ 環境配慮の取組※3	ISO14001（環境マネジメントシステム）又はエコアクション21等の認証取得していることを評価
加算	5	⑦ 電子マニフェスト※3	電子マニフェストシステム（JWNET）へ加入していることを評価
加算	5	⑧ 財務体質の健全性※3	自己資本比率（直前3事業年度のいずれかの事業年度において10%以上）、経常利益等の財務体質を評価
加算	5	⑨ 高度化法における認定/プラ法における認定等/地域における脱炭素化・再資源化認定等※4（新規）	脱炭素化や再資源化の観点で認定等を受けていることを評価。具体的には、高度化法における認定事業者や、プラ法第32条（容リ協会の登録再生処理事業者）・33条・39条・48条に基づく再資源化事業者、各地方公共団体における認定事業者を評価

※1 加算点の満点は必ず50点であるが、配点の内訳は各調達者で設定可能。

※2 「再資源化」は、廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の 一部として利用することができる状態にすることをいう。

※3 優良産廃処理業者認定制度で認定を受けている事業者は加算⑤～⑧に関して満点を獲得。

※4 評価項目には全ての認定等を列挙し、いずれかの認定等を取れば満点を獲得する想定。また、認定主体以外の再資源化等のスキーム内の処理事業者も含む。

※5 事業参入から5年未満の事業者は事業参入から契約開始時点までに特定不利益処分を受けていないことを評価。

高度化法における「判断基準」と現状の評価項目との比較



- 国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を判断の基準として示し、これまで再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業**全体を底上げ**。
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者（特定産業廃棄物処分業者）で取組が著しく不十分なものは、産業全体の社会的評価が損なわれないよう、必要に応じて、勧告等の措置を講ずる。

判断基準（省令事項）	環境配慮契約の評価項目案での対応状況
省エネ型の設備への改良・運転の効率化 再資源化の工程を効率化する設備の導入 再資源化の工程の集約化の検討 保有する設備の運用について、管理基準の設定 例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等	加算③「温室効果ガス等の排出量の算定、削減計画・削減対策・目標の策定、達成状況の公表」に含まれる
人材育成・研修・労働環境の改善 各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講	加算④「従業員への研修・教育」に含まれる
再資源化の実施状況の公表 各社HPや環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表	標準②「再資源化又は焼却時の熱回収の実施及び実施状況の公表」に含まれる
需要に応じた再生材の規格・量の把握 再生材の性状に関するJIS規格等の標準的な規格の参照 自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生材の需要及び供給先の情報収集 自らの施設の処理能力から生産可能な再生材の量の把握	客観的な確認・評価が難しく、評価項目に含まないことが適当か
生産性を向上させる技術を有する設備の導入 再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握 当該技術を有する設備の導入の検討	客観的な確認・評価が難しく、評価項目に含まないことが適当か
目標設定/目標達成に向けた計画的な取組 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定	加算③「温室効果ガス等の排出量の算定、削減計画・削減対策・目標の策定、達成状況の公表」と間接的には関連しうる

○環境報告書

- 事業者が事業活動に関わる環境情報により、自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況について公に報告するもの。
- SDGsやパリ協定など持続可能な社会への国際的要請の高まりを背景に、事業者には環境負荷の実績報告に加え、経営戦略と一体化した将来志向の情報開示が求められるようになった。
- これを受け、2018年に「環境報告ガイドライン」を抜本的に見直している。「環境報告ガイドライン2018年版」においては、環境報告への記載事項として以下の10項目を求めている。

1. 経営責任者のコミットメント

経営トップが環境課題への認識や取組方針を示す。持続可能性に対する基本姿勢や重要課題への対応方針を明確にし、組織としての責任と方向性を示す。

2. ガバナンス

環境課題に対応するための組織体制や意思決定の仕組みを示す。経営層の関与や責任分担を明らかにし、環境管理が適切に統治されていることを示す。

3. ステークホルダーエンゲージメントの状況

利害関係者との対話や対応の状況を示す。対話方針や実施内容、意見の反映状況を説明し、外部との関係を通じた環境対応の強化を示す。

4. リスクマネジメント

環境リスクの特定・評価・対応方法を示す。気候変動等のリスク管理体制や全社リスクとの関係を明確にし、経営課題としての位置づけを示す。

5. ビジネスモデル

事業の仕組みと環境との関係を示す。価値創出の流れや資源利用・環境負荷との関係を明らかにし、事業活動の環境影響を説明する。

6. バリューチェーンマネジメント

調達から廃棄までのバリューチェーン全体の環境配慮を示す。グリーン購入や製品対応など、サプライチェーン全体の取組を説明する。

7. 長期ビジョン

将来の環境目標や目指す姿を示す。長期的な方向性や期間、その設定理由を明確にし、持続可能な社会実現に向けて取り組んでいることを示す。

8. 戦略

環境課題への対応を事業戦略として示す。リスクと機会を踏まえた取組を示すとともに、長期ビジョンと整合した中長期的な方向性を明らかにする。

9. 重要な環境課題の特定方法

環境課題（マテリアリティ）の選定プロセスを示す。手順や評価基準、選定理由や範囲を明らかにし、課題設定の妥当性と透明性を確保する。

10. 事業者の重要な環境課題

特定した重要課題に対する具体的な取組内容と成果を示す。方針・目標・実績や指標の算定方法を明らかにし、取組の実効性と信頼性を示す。

- また「環境報告ガイドライン」のほか、エコアクション21の「産業廃棄物処理業者向けガイドライン」の環境経営レポートに基づいて報告書を作成する場合も含まれる。

環境報告ガイドライン（2018年版）環境省

<https://www.env.go.jp/content/900497075.pdf>

エコアクション21 産業廃棄物処理業者向けガイドライン 環境省

https://www.ea21.jp/files/guideline/gl2017/sanpai2017_kai_shaku.pdf

○OCSR報告書

- 企業が、財務情報に限らず、環境への取組や社会面も含めて、幅広く自社の社会的責任に関連する情報を開示する報告書。環境報告書の発展形としてCSR報告書、サステナビリティ報告書を公表する企業が増えている。

○サステナビリティ報告書

- 企業のESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取組や社会的責任（CSR）をどのように果たしているかをまとめた報告書。
- 環境保護への貢献、労働環境の整備、ガバナンス体制などの非財務情報が中心。

○統合報告書

- 企業の財務情報と非財務情報をまとめた報告書。

高度化法における認定制度

再資源化事業等の高度化を促進するため、国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分量の許可等の手続の特例を設ける制度。

＜①高度再資源化事業＞

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典: PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)

◆対象となる事業

- 製品等の天然資源由来の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給する事業
- 日本の資源循環の促進に資する事業に再生材を供給する事業
- 地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業
- 社会全体の温室効果ガスの排出量削減が見込める事業

＜②高度分離・回収事業＞

- 指定された廃棄物から、**より高度な技術を用いて有用な再生材を分離・回収**



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典: 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

◆対象となる事業

- 環境大臣が告示で指定する廃棄物を**高度な技術を用いて再資源化する事業**。下記の観点で適時に指定。
 - 社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの。
 - 現時点で有効な再資源化工程が確立しており、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在しているもの。

◆対象となる廃棄物

- 廃太陽電池
- 廃リチウムイオン蓄電池
- 廃ニッケル水素蓄電池

＜③再資源化工程の高度化＞

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典: 産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

◆工程の高度化とは

既に設置されている廃棄物処理施設において、温室効果ガスの排出量の十分な削減が見込まれる設備に更新すること。

◆対象工程

中間処分施設・再資源化施設の設備

プラスチック資源循環促進法による認定制度

	該当条項	認定の内容 契約での評価対象	認定の概要図
分別収集・再商品化	32条・33条	市区町村は以下の2つの方法でプラスチック製容器包装廃棄物以外の再商品化が可能となる。 (1) 容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化を行う方法。 (2) 市区町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法。 (第32条関係) 日本容器包装リサイクル協会の登録再生処理業者（32条に基づく事業の受注事業者を包含） (第33条関係) 再商品化実施者	日本容器包装リサイクル協会 <容器包装リサイクル法に基づく指定法人に委託する場合> <再商品化計画の認定の場合>
製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	39条	製造・販売事業者等が「自主回収・再資源化事業計画」を作成し、国の認定を受けることで、廃掃法の業許可がなくても、使用済みプラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業を行うことができる。 認定計画内の再資源化実施者	●自主回収・再資源化事業のスキーム（法第39条第1項）
排出事業者等による再資源化	48条	排出事業者（排出事業者の委託を受けて再資源化事業を行う者も含む）は、プラスチック使用製品産業廃棄物の再資源化事業の実施に関する計画を作成し、認定を申請することができる。 認定計画内の再資源化実施者	二号認定（法第48条第1項第2号）

地域における資源循環事業者の認定制度

- 産廃処理に関し、脱炭素化や資源循環の観点で積極的に取り組む事業者を認定する制度が各地方公共団体において運営されている。

◆北九州市脱炭素型資源循環事業者認定制度

産業廃棄物の適正処理に加え、「脱炭素化」と「資源循環」に積極的に取り組む排出事業者・処理業者を評価・認定する全国初の制度を、令和8年3月に創設。4段階のグレードで評価しているが、再資源化を評価する★4つのグレードのみを評価するのが適切。なお、令和8年3月時点で★4つを獲得しているのは10事業者。

3 認定グレード

事業者の取組状況を総合的に評価し、以下の4段階のグレードで認定

グレード	取組状況
サーキュラーキーパー (★)	適正処理、安全確保を高いレベルで実現している事業者
グリーンサーキュラーチャレンジャー (★★)	温室効果ガス排出量算定に着手し、脱炭素化へ第一歩を踏み出している事業者
グリーンサーキュラーナビゲーター (★★★)	温室効果ガス削減目標を設定し、具体的な削減実績を上げている事業者
グリーンサーキュラーフロンティア (★★★★)	再生材の供給・使用等、先進的かつ革新的な脱炭素型資源循環を実現している最上位の事業者

(例) ジャパンウェイスト株式会社

【脱炭素の取組】

事業活動におけるCO₂排出量の削減に注力しており、重油使用量や電力使用量の削減、焼却炉の安定稼働による発電効率の向上を目指している。

また、廃棄物焼却で発電した未利用電力を活用した水素製造に取り組み、化石燃料代替によるCO₂排出削減や、水素利用技術の開発・実証を進めている。その他にも高速炭酸化技術の新規技術導入により、焼却炉から排出するCO₂削減を検討している。2050年の温室効果ガス排出量ネットゼロ達成に向けたロードマップを策定し、環境投資を積極的に行っている。

【資源循環の取組】

廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用率向上に積極的に取り組んでいる。セメント原料への混合や金属回収など、多様な技術を活用して廃棄物のリサイクル率向上を目指し、混練事業や新焼却炉の導入により、廃棄物のリサイクル率を大幅に改善している。

また、排出事業者やセメント企業などとの連携強化により、廃棄物の焼却・埋立からリサイクルへの転換を促進している。

(参照) <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001198086.pdf>

◆愛媛県資源循環優良モデル認定制度 (スゴeco)

環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指して、他の模範となるようなリサイクル製品、廃棄物の発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)に積極的に取り組んでいる事業所や店舗を「**愛媛県資源循環優良モデル(スゴeco)**」として、平成13年度から認定。産廃処理の許可を有している事業者は6者認定されている。

(例) 城東開発株式会社

事業所の取組み

廃棄物の再資源化や環境教育活動を推進する事業所

産業廃棄物収集運搬・処理業者として、廃棄物を“資源”として捉え、徹底した分別等によるリサイクルを実施するとともに、海洋ごみ問題や廃プラスチックを使った環境教育活動にも取り組んでいます。

廃棄物の再資源化



(参照) <https://www.pref.ehime.jp/page/9669.html>

1. 産業廃棄物の処理に係る契約の概要及び資源循環に係る検討状況
2. 総合評価落札方式の導入に向けた検討
- 3. 検討スケジュール**
4. 第1回廃棄物専門委員会におけるご意見等

産業廃棄物に係る検討について（スケジュールイメージ）



- 今年度に2回程度開催して総合評価落札方式の導入について検討予定。廃棄物専門委員会にて契約方式の詳細を議論いただいた後、検討会に諮り、見直し方針を決定。

年度	2025（R7）			2026（R8）												2027（R9）※	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
検討会等	🗑️ 廃棄物 専門委員会①			🗑️ 廃棄物 専門委員会①			🕒 親①	🗑️ 廃棄物 専門委員会②			🕒 親②						
検討事項	・総合評価の導入検討（頭出し） ・高度化法の要件を含めた評価項目の見直し ・提案募集（R7）			・総合評価の導入検討（評価項目、配点）			・総合評価の導入検討（取りまとめ案）			・総合評価の方針決定							
契約実務への反映													閣議決定 ★			総合評価導入（P）	

※令和8年度末に閣議決定する場合は、令和10年分の契約からの本格導入を想定。

1. 産業廃棄物の処理に係る契約の概要及び資源循環に係る検討状況
2. 総合評価落札方式の導入に向けた検討
3. 検討スケジュール
4. **第1回廃棄物専門委員会におけるご意見等**

○ 再資源化のインセンティブと配点設計について

- ✓ 現在の配点では再資源化のインセンティブが弱く、相対的に熱回収が有利になり、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルが優先されない構造になっている。熱回収手法によるCO₂排出抑制効果の違いも考慮し、配点を細やかに設定する必要がある。また、「配点の内訳は各調達者で設定可能」について、配点の偏重傾向が懸念されるため、制限や自由度の範囲を確認したい。
 - 調達者は基本的に環境省が示した配点例に沿って総合評価落札方式を実施すると考えている。偏重への制限については現時点では不明な部分もあるが、今後検討したい。

○ 標準点②「再資源化・熱回収の余地がない」の解釈について

- ✓ 感染性廃棄物について「再資源化・熱回収の余地がない」という表現があるが、焼却処理はしているものの熱回収はしていない事業者は「余地がある」事業者になるのか確認したい。
 - 「余地がない」とは、焼却ではなく薬液処理をやむを得ず選択せざるを得ないもの、すなわち焼却すらできない場合を想定して記載している。焼却処理をしていて熱回収をしていなければ「余地がない」事業者には該当しない。

○ 加算点①「再資源化又は焼却時の熱回収の実施」について

- ✓ 加算点①が当該契約において最終的な再資源化や熱回収が実施されることを評価する趣旨であるならば、「再資源化される、あるいは熱回収される契約である」という表現にした方がよい。
 - ご意見を踏まえ修正する。
- ✓ RPFを作るだけで焼却してエネルギー回収はしていない場合、再資源化したという扱いになるのか。
- ✓ 「焼却時の熱回収」という形に限定しない方がよい。
 - 燃料化については再資源化には含めないが、焼却時の熱回収には含めてよいと考えている。再資源化と燃料化を書き分けるなど書き方を工夫したい。

○ 加算点③「温室効果ガス等の排出量の算定、削減計画等、削減対策・目標の策定、達成状況の公表」の範囲について

- ✓ 計画・対策・目標を産業廃棄物に限定するという趣旨を改めて確認したい。
 - オフィスにおける脱炭素対策も含むが、産業廃棄物部門として限定してはどうかと考えている。産業廃棄物部門の中でのオフィスの脱炭素対策であれば含めてもよいが、産廃と関係のない全く別の部門での脱炭素対策まで認めることはできないのではないかと考えている。
- ✓ 小規模オフィスの一部門について削減効果だけを切り出して評価するのは、絶対量の規模の問題や管理上の制約もあり難しい。特にこだわらず、事業者全体で評価してもよいのではないか。
- ✓ 小規模事業者では区分が難しい面はあるが、オフィス部門の排出量は近年減少しており、LED化などの対策も進んでいる。オフィスを評価対象に含めるのは適切だと考える。大企業以外では一体で扱っても大きな差はなく、特殊な場合を除けば特段の配慮は不要ではないか。
- ✓ 削減対策の例に記載されている内容は主にオフィス系の対策になっているが、再資源化の推進など、焼却を削減して再資源化を進めることで間接的な排出削減に貢献する内容も例として入れた方がよい。
 - 再資源化といった内容も含めて、例として記載したい。

○ 加算点④「従業員への研修・教育」、⑤「事業の透明性」について

- ✓ 加算点⑤についても、標準点②で再資源化や焼却時の熱回収の状況の公表を求めているため、許可内容や処理能力といった情報も公開される情報に入っていてしかるべき。⑤についても④と同様に標準項目へ持っていく方がよいのではないか。
 - 検討し、次回の案でお示ししたい。

○ 加算点⑨認定制度について

- ✓ 加算点⑨において評価する認定制度について、再生利用認定や広域認定なども含まれる理解でよい。また、認定制度は許可を不要にする点がポイントの一つだが、廃棄物処理を本業としていない事業者に委託することは想定していないのか確認したい。
 - 脱炭素の観点と資源循環の観点の両方から、こういった認定制度をここに入れていくのかについて、資源循環課とも相談して整理していきたい。
- ✓ 高度化法は始まったばかりで効果は未知数である。加算点⑨については、3～5年後に実績を踏まえて見直しを行うことをあらかじめ検討しておくべきである。効果が高ければ、項目を分割して高度化法とプラ法それぞれに加算点を設け、再資源化により配点を寄せることも考えられる。
 - 総合評価落札方式導入後は、各項目の運用状況や入札参加者数への影響を注視したい。⑨の認定についても、認定件数を踏まえ、状況を見ながらフォローしていきたい。

Ⅲ．建築物に係る契約に関する検討事項等

- 令和7年度はベンチマーク指標に係るデータの蓄積及び精緻化に向け継続的なデータ収集及びベンチマーク指標への反映を実施するとともに、環境配慮契約の実施率の向上に資するチェックリストの拡充・活用方策の検討を実施したところ
- 令和8年度は引き続きベンチマーク指標の算定・公表及び活用、環境配慮契約の実施率向上に向けたチェックリストの活用及び対策等との連携、さらにデータ計測・分析等の他の契約類型への活用等について検討を実施する

1. ベンチマーク指標の算定・公表及び活用に係る検討

- ① 継続的なデータ収集・蓄積及び分析に係る検討
- ② ベンチマーク指標を活用した温室効果ガス排出削減の取組の促進に係る検討

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

- ① 建築物の維持管理に係るチェックリストの活用方策に係る検討
- ② チェックリストと連携した省エネ・脱炭素対策等の情報提供に係る検討

3. データ計測・分析等の他の契約類型への活用等に係る検討

- 建築物の維持管理の運用段階のデータ計測・分析結果等の他の契約類型（設計段階及び改修段階）への展開及び活用

環境配慮契約法基本方針検討会建築物懇談会委員

【五十音順・敬称略】

赤司 泰義 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授

伊香賀 俊治 一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター理事長
慶應義塾大学名誉教授

原 敏弘 流通経済大学法学部教授

松下 直幹 株式会社コミッションング企画代表

百田 真史 東京電機大学未来科学部建築学科教授

(座長) 野城 智也 東京都市大学学長

湯澤 秀樹 株式会社日建設計総合研究所取締役副所長

【オブザーバー】

浅利 直紀 森ビル株式会社設計部設備設計部
設備設計第3グループ課長

1. ベンチマーク指標の算定・公表及び活用に係る検討

ベンチマーク指標の算定・公表及び活用について

- エネルギー消費量や温室効果ガス排出量に関するベンチマーク指標の算定及び公表の継続的な実施による情報の蓄積・精緻化
 - ➡ 建築物の用途別・地域別・規模（延床面積）別に応じた維持管理に係るベンチマーク指標を算定し、内容について建築物懇談会において検討・確認
 - ➡ 精緻化に向けては一定の期間が必要になるものの、蓄積されたデータの分析等による更なる活用が期待



継続的なデータ収集・蓄積及び分析に係る検討

令和8年度の建築物懇談会においてベンチマーク指標の算定・公表及び活用に向けて、以下の更なる精緻化と実装性向上に関する検討・フォローアップを実施

- ✓ 令和7年度の契約締結実績データの反映・蓄積、データ項目と精度管理の標準化
 - 施設基本情報（用途、所在地、延床面積等）、契約内容、活動量（燃料別）エネルギー消費量・原単位、温室効果ガス排出量・原単位等（定義統一含む）
 - 用途×面積×地域区分の妥当性の検証及び用途拡充の進め方の検討 等
- ✓ 反映・蓄積データの精度向上及び分析、ベンチマーク指標の精緻化に向けた検討
 - 入力ミス低減策（入力ロジック）など収集データ・項目の継続的改善に向けた検討
 - 外れ値の考え方及び適切な除外方法等について検討（「外れ値率」の設定など）

1. ベンチマーク指標の算定・公表及び活用に係る検討

ベンチマーク指標の算定・公表及び活用について

- 各施設や組織の“立ち位置（エネルギー消費レベルやCO₂排出レベル）”の把握、ベンチマークとの比較による排出削減等に向けた取組の促進
 - ➡ 各施設・組織において、より一層高いレベルを目指すための目安となるもの
 - ➡ 併せて、地方公共団体や民間等に対する情報提供による普及啓発

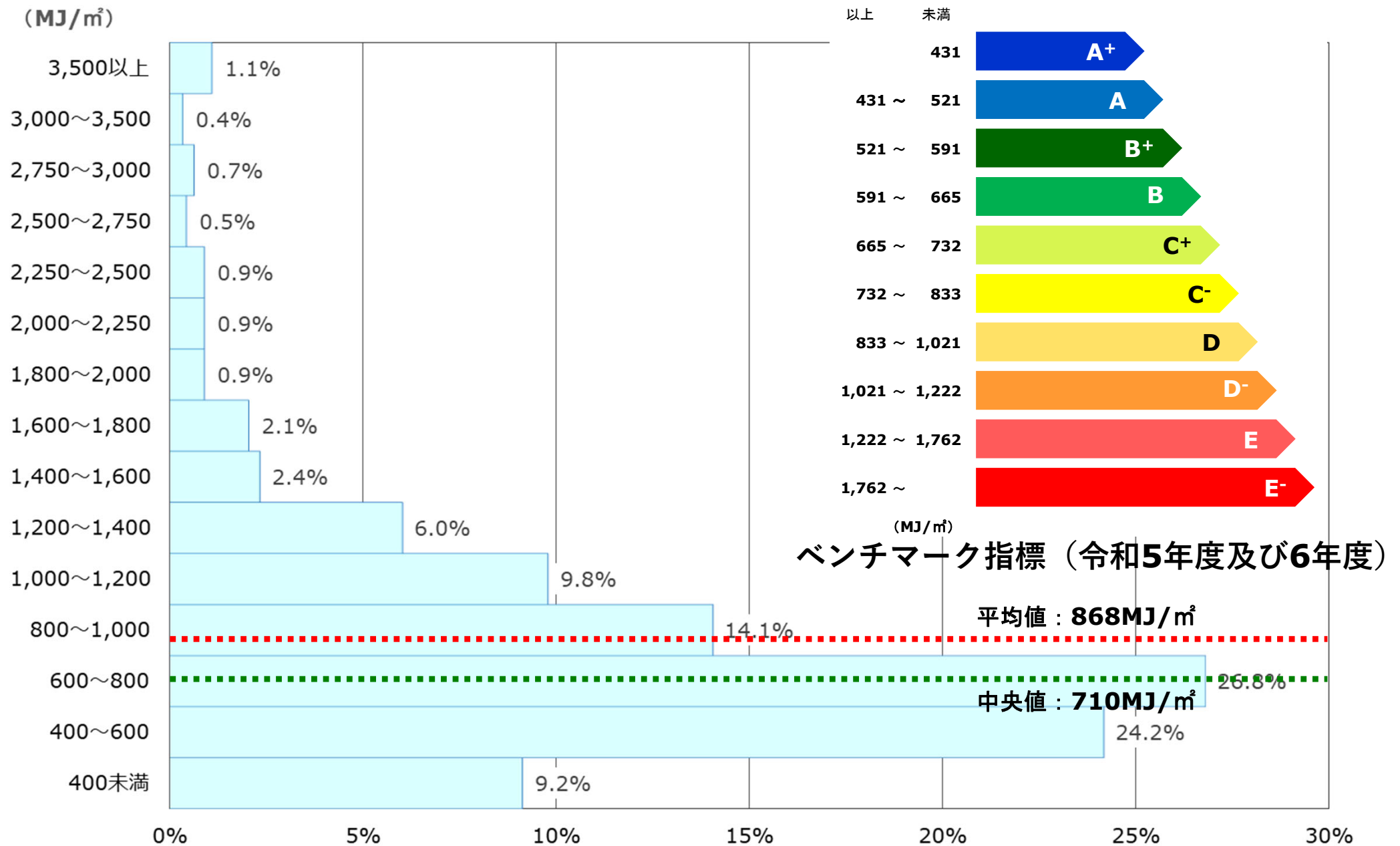


ベンチマーク指標を活用した温室効果ガス排出削減の取組の促進に係る検討

令和8年度において施設管理者のエネルギー管理及び当該施設の評価等に活用可能となるよう、わかり易い形で算定・公表するとともに、以下の検討を実施

- ✓ 施設管理者・発注者に対する適切なフィードバック及び対策を促す運用に係る検討
 - 10段階の等級評価（A⁺～E⁻）に連動した取組改善を促す運用（等級評価に応じた改善提案（例えばD評価→C評価にするための具体的対策の提示など））
 - 各施設や組織がより高いレベルを目指すことにつながる適切な公表・表現方法（レピュテーション効果の活用（優良施設又は改善が必要な施設の公開など））
 - 用途別・規模別等の先進事例・優良事例（ベストプラクティス）の収集及び情報提供（横展開）の検討
- ✓ 上記を踏まえたベンチマーク指標とチェックリスト、省エネ・脱炭素対策等の紐づけに関する検討（運用の最適化、低コスト、省エネ・省CO₂効果などの階層化・パッケージ化）

【参考】一般事務庁舎のベンチマーク指標例



一般事務庁舎におけるエネルギー消費原単位の分布 (令和6年度)

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

環境配慮契約（主に維持管理）の更なる実施率の向上に資する情報提供について

- 契約締結実績調査における実施事例の収集、発注者ニーズの把握とともに、環境配慮契約の未実施理由の整理が必要
 - ➡ 建築物の維持管理に係る環境配慮契約の実施率は近年20～30%前後で推移
 - ➡ 令和6年度に発注者自らが**“工夫の余地の有無”**を確認（主に運用改善対策）するためのチェックリストを作成



建築物の維持管理に係るチェックリストの拡充及び活用方策に係る検討

令和8年度において更なるチェックリストの拡充・レベルアップ及びチェックリストを活用した省エネ・脱炭素対策等の着実な推進を図るため、以下の検討を実施

- ✓ 契約締結実績調査を踏まえた環境配慮契約の未実施理由の継続的な把握及び分類
 - 例えば費用面、技術面、理解不足、制度面などに分類、対策の優先順位を明確化
- ✓ **チェックリストの活用状況**について令和7年度の契約締結実績調査において把握
- ✓ 仕様書等に参考情報として位置づける等の活用方策の検討
- ✓ **チェックリストの対策と省エネ・脱炭素対策等の紐づけ**に関する検討
 - チェックリストの分類（例えば基礎/標準/先進、調達者向け/事業者向けなど）とベンチマーク指標の連動（例えば“D評価”以下の施設等への実施対策の例示など）
 - チェックリストのWeb化、各項目から具体的な「事例」「対策」へのリンク化 等

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

環境配慮契約（主に維持管理）の更なる実施率の向上に資する情報提供について

- 維持管理の運用段階において徹底した省エネルギー対策のためには当該建築物の特性等を踏まえた最適な省エネ・脱炭素対策等の選択が重要
- 実施すべき具体的な対策等を示すことにより、維持管理に係る環境配慮契約の実施率の向上にも資することが期待されるところ



チェックリストと連携した省エネ・脱炭素対策等の情報提供に係る検討

発注者向けの有効な事例の収集・整理及び環境配慮契約の実施率の向上に資する情報及びその提供方法等について令和8年度以降の実施に向け検討

- ✓ チェックリストを活用した機関へのフォローアップ及び優良事例の収集、特性別の有効な対策の収集及び情報提供
 - 環境配慮契約の未実施機関のフォローアップに加え、**チェックリストを活用した機関へのフォローアップを行い、優良事例を収集し**、適切な情報提供を実施
 - 建物用途・地域・規模別等によるエネルギー消費特性等を踏まえた有効な対策についての情報提供
- ✓ **チェックリストの対策と省エネ・脱炭素対策等の紐づけ**に関する検討【再掲】
 - 優良事例や省エネ効果又は費用対効果が高い取組・対策等を優先して検討
 - チェックリストのWeb化、各項目から具体的な「事例」「対策」へのリンク化 等

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

環境配慮契約（主に維持管理）の更なる実施率の向上に資する情報提供について

- 複数年契約（特に独立行政法人等）、複数施設の一括発注等、運用改善に資する契約方式に係る情報提供等の普及促進策が重要
- 運用改善に当たって専門家やコミッショニングの適切な活用が重要



維持管理の運用改善に資する契約方式等の情報提供に係る検討

維持管理の運用改善に資する**複数年契約方式、複数施設の一括発注等**の導入可能性についての検討を推奨（導入による**メリット**）

- ✓ 複数年契約は運用実績を踏まえた継続的改善効果の発揮等に寄与
 - **独立行政法人等**の更なる普及促進、**国の機関の複数年契約の取組**（中央合同庁舎等の維持管理業務）に係る情報発信、他の機関の実施可能性の検討
- ✓ 複数施設の一括発注は発注規模の拡大による事業者の参入インセンティブの向上、同種業務をまとめることによる費用対効果の向上、エネルギー管理のIT化の促進等に寄与

維持管理の運用改善に当たって**専門家やコミッショニングの積極的な活用**の推奨

3. データ計測・分析等の他の契約類型への活用に係る検討

データ計測・分析、評価指標等の活用について

- データ計測・分析、評価指標等は、建築物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出削減・脱炭素化に向けてすべての基盤・基本となるもの
- 運用段階における評価指標の設定及び継続的な把握・分析並びに改善が重要
- さらに、計測データの蓄積、契約類型間で引き継ぎ・積極的に活用するとともに、契約事業者間において実効性の高い引き継ぎを行うことも必要



データ計測・分析等の他の契約類型への活用の進め方

建物用途、施設規模・運用管理体制等に即した適切な**データ計測・分析等**を実施するために以下の検討を実施

- ✓ 継続的なデータの収集・分析・評価及び運用改善への活用方策の検討
 - 維持管理で取得した運用データを性能要求や改善計画の精度向上へ活用
 - 運用段階の蓄積されたデータ計測・分析等を踏まえた**次期発注仕様等**の促進
- ✓ **運用改善が可能と判断される事業者の選定**に向けた対応方策の検討及び提示
- ✓ 他の契約類型（設計段階又は改修段階）への展開及び活用方策の検討

データ計測・分析等に係る業務と維持管理業務の**分離発注**の可能性の検討、データ計測・分析等に当たって**専門家の積極的な活用**を図るための検討を推奨

IV. その他の検討事項等

■ 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

- ➡ 令和8（2026）年5月以降については、いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」が現行制度を見直し※た上で、適用期限が2年延長されることとなった
- ➡ 総合評価落札方式の「燃費基準値」として使用しているグリーン購入法の乗用車（ハイブリッド自動車）、小型バス、小型貨物車、重量車（バス、トラック）の燃費に係る判断の基準は、令和8（2026）年以降のエコカー減税措置を踏まえ見直しの検討が実施される予定

※ 令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日閣議決定）

例えば乗用車の場合、25%軽減措置の燃費性能に係る要件が令和9（2027）年4月までは**2030年度燃費基準80%達成レベル**であるが、令和9（2027）年5月以降は**同85%達成レベル**に強化



- **グリーン購入法において判断の基準の改定**が行われる場合は、自動車の購入及び賃貸借に係る契約における燃費基準値の取扱いを検討の上、改定内容について検討会の議論を踏まえ、**解説資料に適切に反映**する